



Q 私は、この春に高校を卒業し、鳥取県内の会社で働いています。このたび、初任給をもらいましたが、月給制の私の賃金が最低賃金

額以上なのかを確認する方法を教えてください。

A 鳥取県最低賃金は、令和5年10月5日から、時間額900円に改定されています。

賃金が最低賃金額以上であるかを確認する方法は次の通りです。

①時間給はそのまま比較する。
②日給の場合は、その



賃金が最低賃金額以上か確認する方法は

金額を1日の所定労働時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合は1週間における1日平均時間数)で割って1時間当たりの金額を計算して比較する。

③月給の場合は、その金額を1カ月の所定労働時間数(月によって所定労働時間が異なる場合は1年間における1カ月平均時間数)で割って1時間当たりの金額を計算して比較する。

なお、最低賃金との比較に際しては、時間外・休日・深夜の割増額や精算手当、通勤手当、家族手当、賞与などは算入しませんので、留意ください。

金額を1日の所定労働時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合は1週間における1日平均時間数)で割って1時間当たりの金額を計算して比較する。

③月給の場合は、その金額を1カ月の所定労働時間数(月によって所定労働時間が異なる場合は1年間における1カ月平均時間数)で割って1時間当たりの金額を計算して比較する。

なお、最低賃金との比較に際しては、時間外・休日・深夜の割増額や精算手当、通勤手当、家族手当、賞与などは算入しませんので、留意ください。

鳥取労働局労働基準部賃金室
電話0857(29)1705